

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 4 月 28 日提出

清水町長 辻 康 裕

専決処分第6号

清水町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清水町国民健康保険税条例（昭和38年清水町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改める。

第2条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第15条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の清水町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和7年4月28日

清水町長 辻 康 裕